

平成30年度 縦覧点検・医療情報との突合の保険者との共同試行実施

○ 概要

縦覧点検・医療情報との突合(国保連処理分以外)を未実施、または継続的に実施されていない保険者が、少ない事務負担で円滑に点検を行うことができるよう、都の職員と共同で試行的に点検を実施し、帳票の見方、事業者への確認のポイント等を学ぶ機会とする。

○ 事業の流れ

	保険者	都
9月30日締切	希望票の提出	
10月～12月	<p style="text-align: center;">第1回共同試行実施(場所:都庁内)【1保険者 1時間半程度】</p> <p>①都職員と保険者職員で帳票を見ながら、各加算の算定要件等を踏まえ、以下の点を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者を確認すべき案件と不要な案件の振り分け ・事業者への確認ポイント <p>②事業所へ確認する際のモデル様式を提示</p> <p style="text-align: right;">26保険者(10区・13市・3町)と実施</p>	
	事業所への確認・過誤調整	第2回は希望する保険者のみ実施
1月～3月	<p style="text-align: center;">第2回共同試行実施(場所:都庁内)【1保険者 1時間半程度】</p> <p>①第1回の①と同様 (第1回の帳票では発生しなかったケースを中心に確認)</p> <p>②第1回のフォローアップなど (事業所への確認状況、モデル様式の使い勝手など)</p> <p style="text-align: right;">16保険者(7区・8市・1町)と実施予定</p>	
	事業所への確認・過誤調整	
3月末	<p>アンケート作成・提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所への照会件数・過誤件数・効果額 ・過誤になった主な理由、ならなかった主な理由 ・モデル帳票の使い勝手等についての意見 ・共同試行実施についての評価 	